

改正

令和3年3月15日条例第4号

令和3年9月28日条例第22号

西栗倉村空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等の適正な管理についてその所有者等の責務を定めるとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対して村が講ずる措置及び村民等の役割を定め、もって地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、安全で安心なむらづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 村内にある建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空き家を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 村民等 村内に住居、勤務、又は滞在する者及び事業者その他の団体をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 空き家等の所有者等及び当該空き家等が適正な管理が行われていないことにより被害を受けるおそれのある者は、民事によりその解決を図るよう努めるものとする。

2 この条例の規定は、前項の規定による民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が特定空き家等の状態にならないよう適正に管理するとともに、特定空き家等の状態を改善しなければならない。

(村と村民等の協働)

第5条 村と村民等は、この条例の目的を達成するため、協働で取り組むものとする。

(村民等の役割)

第6条 村民等は、特定空き家等があると認めるときは、村にその情報を提供し、また、村が行う調査等への協力に努めるとともに、地域で連携し、空き家等が特定空き家等の状態になることの防止及び特定空き家等の状態の改善を図るよう努めるものとする。

(村の責務)

第7条 村は、この条例の目的を達成するため、空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策を実施し、特定空き家等の発生を未然に防止するとともに、空き家等の適正な管理及び有効活用をできるよう、必要な支援に努めなければならない。

(立入調査等)

第8条 村長は、法第9条第1項の規定により、村内にある空き家等の所在及び当該空き家等の所有者等を把握するための調査その他空き家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 村長は、法第9条第2項の規定により、第11条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者に、空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 村長は、前項の規定により職員又はその委任した者を空き家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条第3項の規定により、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により空き家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、法第9条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等に関する情報の利用等)

第9条 村長は、法第10条第1項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

2 村長は、法第10条第3項の規定により、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求

めることができる。

(特定空き家等の認定基準)

第10条 村長は、特定空き家等と認めるに当たっての基準（以下「認定基準」という。）を定めるものとする。

(特定空き家等に対する措置)

第11条 村長は、法第14条第1項の規定により、特定空き家等の所有者等に対し、当該特定空き家等に関し、修繕、除却その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、前項の助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、修繕、除却その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 村長は、前項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、当該命令に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 村長は、第3項の措置を講じようとするときは、第13条に規定する西栗倉村空き家等対策協議会の意見を聴かななければならない。

6 村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、法第14条第11項の規定により、標識の設置その他適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 前項の標識は、法第14条第12項の規定により、第3項の規定による命令に係る特定空き家等に設置することができる。この場合において、当該特定空き家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(応急措置)

第12条 村長は、現に空き家等の管理不全状態が著しい状態に達していることにより、その周辺に対する危害又は悪影響を防止するため緊急の必要があると認める場合は、当該空き家等の所有者等の同意を得ることなく、直ちに、その危害又は悪影響を防止するために必要な最低限度の措置を自ら行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 村長は、前項の措置を講じたときは、速やかに当該空き家等の所有者等に通知（当該空き家等

の所有者等の住所又は居所を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければなら
ない。

3 村長は、第1項の措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等に対し、当該措置に要した費
用を請求することができる。

(空き家等対策協議会)

第13条 村長は、空き家等対策計画並びに特定空き家等に対して講ずる措置について協議するため、
西栗倉村空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第14条 村長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な情報
を提供し、協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。